

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

平成 30 年 3 月開催の本委員会に報告いたしました「宇治市公共下水道整備計画」に基づき変更を行いました「宇治市公共下水道全体計画」につきまして、京都府との協議が整いましたことに伴い、「宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に定めている下水道事業の排水区域面積及び排水区域人口について所要の改正を行うもの。

1. 今回の改正内容

(1) 条例第 2 条

経営の基本となる事項を次のとおり改正を行うもの。

		改正前	改正後
第5項	下水道事業の排水区域面積	2,430 ha	2,427 ha
第6項	下水道事業の排水区域人口	178,800 人	179,140 人

(2) 施行期日

公布の日から施行。

■位置図

